

「甲府市統合型 GIS 更新・運用業務」
公募型プロポーザル実施要領

令和 2 年 4 月

甲府市

1. 趣旨

本業務は市内での情報共有の促進による住民サービスの向上や業務の効率化・高度化を図ること、また、積極的なデータ活用とデータに基づく施策形成の取組みなど、データ利活用の推進を目指すことを目的としているが、目的の達成に向けては民間の高度な専門的知識やノウハウなどを活用し、優れた提案を得ることが必要となるため、公募型プロポーザル方式により受託事業者を決定する。

2. 公募型プロポーザルの概要

(1) 名称 甲府市統合型 GIS 更新・運用業務

(2) 業務内容

別紙「甲府市統合型 GIS 更新・運用業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行期間

- ・更新業務 契約締結日から令和3年1月31日まで
- ・運用業務 令和3年2月1日から令和8年1月31日まで

(4) 提案上限額（消費税相当額を含まない金額）

金40,416,200円

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

また、後述する提案価格書を提出する際は、上記提案上限額を超えてはならない。

※なお、支払方法は、契約額総額を60ヶ月の分割払い（延べ払い）方式とする。

(5) 主催及び事務局

- ・主催者 甲府市
- ・事務局 甲府市役所 総務部 行政管理室 情報政策課
山梨県甲府市丸の内1-18-1
電話：055-237-5214
メールアドレス：jkanri@city.kofu.lg.jp

3. プロポーザルスケジュール

本プロポーザルに関するスケジュールは次のとおりとする。

- ・告示 令和2年4月20日（月）
- ・質問受付 令和2年4月20日（月）～24日（金）

・質問回答	令和2年5月 1日（金）
・参加表明、企画提案書及び 価格提案書提出期限	令和2年5月15日（金）
・選考審査委員会	令和2年5月29日（金）
・審査結果ホームページ公表	令和2年6月 2日（火）
・審査結果通知発送	令和2年6月 2日（火）
・優先交渉権者との交渉	令和2年6月上旬～6月中旬
・契約締結	令和2年6月中旬（予定）
・職員操作研修	令和3年1月中
・運用開始	令和3年2月1日（月）

選考については、「優先交渉権者選考方法」を参照のこと。

4. 参加資格要件選考について

（1）参加資格要件

本公募型プロポーザルに参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- ② 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または、法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- ③ 本市の指名停止を受けている者でないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 租税を完納していること。
- ⑦ 過去5年以内に国、地方公共団体において、本業務に類似した業務の実績を有していること。
- ⑧ 本業務を遂行するために必要とされる資格・業務経験を有し、統合型GIS構築業務等に精通した者を従事させることができること。

（2）参加資格要件確認基準日

本市が参加表明書及び企画提案書を受理した日から、提案事業者と委託契約を締結する日までの間とする。

5. 企画提案書等の提出方法及び提出期限について

(1) 参加表明に関するもの

(ア) 提出書類

	名称	様式及び添付書類等
①	参加表明書	(様式 1)
②	会社概要整理表・類似業務受託実績等	(様式 2-1・2-2)
③	業務協力契約予定書	(様式 3) ※該当する場合のみ提出すること。
④	誓約書	(様式 4)
⑤	法人市民税納税証明書	

(イ) 提出部数

正本 1 部

(2) 企画提案に関するもの

(ア) 提出書類

	名称	様式及び添付書類等
①	企画提案書	(様式 5) ・「企画提案書記載要領」に基づき、記載すること。 ・「優先交渉権者選考審査基準及び提案書記載項目」に基づき、仕様書に掲げる業務内容について、具体的な提案を行うこと。 ・研修テキストを添付すること。
②	業務実施体制調書（業務処理体制図・役割分担）	(様式 6-1・6-2)
③	機能要件確認書	(別紙 1) ・提出の際は、片面で印刷すること。

(イ) 提出部数

正本 1 部、副本 10 部

※紙製ファイルに提出書類一式を綴じた上、表紙に会社名及び件名を明記すること。

※提出書類①～③について、電子媒体（CD-R または DVD-R）も併せて提出すること。

(3) 価格提案に関するもの

(ア) 提出書類

	名称	様式及び添付書類等
①	提案価格書	(様式7) ・提案価格は消費税相当額を含まない額とすること。 ・別途、詳細を示した積算内訳(任意様式)を添付すること。
②	提案価格内訳書	(様式9) ・提案価格は消費税相当額を含まない額とすること。

※提出書類①、積算内訳書(任意様式)、提出書類②において、提案価格に相違のないように留意すること。

(イ) 提出部数

正本1部

※提出書類①、積算内訳書(任意様式)、提出書類②は、一緒に封入封緘し提出すること。
封筒には、会社名及び件名を明記すること。

(4) 提出先・提出方法・提出期限

(ア) 提出先・提出方法

事務局へ持参、または郵送すること。

(イ) 提出期限

令和2年5月15日(金)17時まで(遅れた場合は参加を認めない)

※郵送の場合は、同日必着とする。

(5) 必要書類の提出にあたっての留意事項

- ① 提出期限以降の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、本市が認めた場合はこの限りではない。
- ② 企画提案書等の作成・提出等一切の経費は、提案者の負担とする。また提出書類は返却しない。

6. 企画提案に関する質問・回答について

企画提案書の作成にあたり不明点等がある場合には、次のとおり質問書を電子メールにて提出すること。なお、電話、FAX、来庁による口頭・持参での質問及び期限を過ぎた場合の質問は受付ない。

(1) 提出書類

質問書(様式10)に記載のうえ提出すること。

(2) 提出期間

令和2年4月20日（月）から令和2年4月24日（金）17時まで

(3) 提出方法

電子メールのみ

※電子メールの件名に「統合型 GIS 質問書」と明記のうえ、送信後に受信確認のため電話連絡をすること。

(4) 提出先

メールアドレス：jkanri@city.kofu.lg.jp

(5) 質問回答

質問及び回答は、令和2年5月1日（金）に甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札・契約／入札情報（その他・公募型））に掲載する。

7. 企画提案書の内容に関する質問・回答について

提案者による企画提案書の補足説明及び質疑応答の機会としてヒアリングを実施する予定だったが、新型コロナウイルスの影響により、ヒアリングを中止する。それに伴い、企画提案書の内容について、不明な点等がある場合、事務局より質問を行う。質問に対する回答については次のとおり行うこと。

(1) 質問方法

質問書を電子メールにて送付する。

（あて先） 企画提案書表紙（様式5）に記載された担当者メールアドレス

（送信者） メールアドレス：jkanri@city.kofu.lg.jp

※電子メールの件名は、「統合型 GIS 企画提案質問書」とし、送信後に受信確認のため、企画提案書表紙（様式5）に記載された担当者連絡先に電話連絡する。

(2) 回答方法

質問書の回答欄に回答を記載の上、電子メールにて提出すること。

※電子メールの件名は、「統合型 GIS 回答」とし、送信後に受信確認のため電話連絡をすること。

(3) 提出先

メールアドレス：jkanri@city.kofu.lg.jp

(4) 提出期限

事務局からの電子メールを受信した日を含めて3営業日以内に回答すること。

(5) 留意事項

質問に対する提案者の回答については、本事業において契約事項の一部となり、実施義務を伴うことに留意すること。

8. 選考について

(1) 「甲府市統合型 GIS 更新・運用業務」受託事業者選考審査委員会

選考にあたっては、「優先交渉権者選考方法」に基づき、「甲府市統合型 GIS 更新・運用業務」受託事業者選考審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、本市が企画提案書審査を行い、企画提案内容を公平かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を優先交渉権者として選考する。また、次点交渉権者も併せて選考する。

(2) 審査結果

審査結果を令和 2 年 6 月 2 日（火）に甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札・契約／入札情報（その他・公募型））へ掲載する。

また、同日、審査を受けた企画提案者に対し、文書及び電子メールにて審査結果を通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては受付ない。

(3) 優先交渉権者

審査委員会にて選考された優先交渉権者は、本市と仕様並びに価格等協議のうえ、本市の決定を受けることにより受託事業者となる。ただし、優先交渉権者と協議が調わない場合、本市は、次点交渉権者と協議を行うことがある。

また、参加表明者が 1 者の場合であっても審査等を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選考し、上記協議を行う。

(4) 受託事業者

受託事業者は、本市と契約を締結し、受託業務を実施する。

9. その他

- (1) 参加資格要件の租税については、市区町村税とし、納期限未到来及び延納証明があるものを除き、原則として完納した法人市民税納税証明書を提出すること。本店所在地の自治体が発行する証明書、または、甲府市内に営業所等がある場合には、甲府市の証明書を提出すること。
- (2) 企画提案等の応募に関わる全ての経費は、企画提案者の負担とする。また、本市に提出された関係書類等は返却しない。
- (3) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (4) 参加者は、1 つの提案しか行うことができない。
- (5) 次のいずれかに該当する参加表明は、無効とする。
 - ① 実施要領等に示した参加者に必要な資格のない者が行った応募
 - ② 参加者の記名及び押印を欠く参加又は参加事項を明示しない応募
 - ③ 参加表明書等に虚偽の記載をした者が行った応募
 - ④ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
 - ⑤ 2 通以上の書類提出がなされた応募

⑥ その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した応募

- (6) 提出書類の著作権等の取り扱いについては、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。ただし、事業者選定結果の公表等において本市がこの事業に関し必要と認める用途については、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (7) 企画提案書に記載した担当予定者を変更する場合には、事前に本市に届け出るものとする。ただし、その場合には従前の担当者と同等以上の技術を有することを示す証拠書類等を添付すること。
- (8) 参加表明提出後に辞退する場合は、必要書類の提出期限までに参加辞退届（様式8）を事務局宛に提出すること。
- (9) プロポーザル関連スケジュール変更については、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札・契約／入札情報（その他・公募型））へ随時掲載する。
- (9) やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと本市が判断したときは、プロポーザルを中止する場合がある。その場合においては、応募に関わる全ての経費は本市に請求できない。

以 上